



平成 27 年 3 月 24 日

各 位

上場会社名	株式会社ゼンリン
代表者名	代表取締役社長 高山 善司
(コード番号	9474)
問合せ先責任者	執行役員コーポレート本部長 松尾 正実
(TEL	093-882-9050)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 24 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改訂を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、変更箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、C S R管理規程を設け、全社のコンプライアンスに関わる行動指針を定めるとともに、これらの行動指針を文書化し、取締役及び使用人に周知する。
- (2) コンプライアンス管理（兼リスク管理）担当取締役を置き、会社のコンプライアンス体制の構築・維持を管理・統括するとともに、重要なコンプライアンスに関する事項の諮問・推進機関としてコンプライアンス専門委員会を設置し、コンプライアンス管理状況を確認する。
- (3) 各部門をコンプライアンス実施部門とし、自部門における予防対策をC S R管理規程に定めるところにより、計画・実施する。
- (4) 取締役及び使用人に対し、コンプライアンス教育を継続して定期的に実施することにより、コンプライアンスの知識を深め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- (5) 使用人は、職場や従事する業務に関連して法令違反の事実やその恐れを発見した場合、会社に報告する。
- (6) 内部通報窓口業務管理規程を定め、法令遵守義務のある行為等について、社内及び社外に法令違反事実の通報窓口を設置する。この場合、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者への不利益処遇を禁止する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、文書の作成、保存及び廃棄に関して定めた文書規程に従い、適切に保存及び管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 会社の企業価値の維持・増大を図るため、会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクを総合的かつ適切に管理するための基本的事項としてリスク管理規程を設け、リスク管理行動指針及びそれに基づくリスク管理基本目的からなるリスク管理方針を定めるとともに、文書化し取締役及び使用人に周知する。
- (2) リスク管理担当取締役を置き、リスク管理方針に基づき会社のリスク管理体制の構築・維持を管理・統括するとともに、諮問・推進機関としてCSR委員会を設置し、リスク管理状況を確認する。
- (3) 各部門は、リスク管理実施部門としてリスク管理規程に定めるところにより、リスク管理を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は事業計画（中長期経営計画及び年度事業計画）を定め、会社として達成すべき目標を明確化する。
- (2) 取締役会が定める経営機構及び業務分掌に基づき、権限を配分・委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。
- (3) 当社あるいは当社グループ会社全体に影響を及ぼす経営上の重要事項については、取締役会等の会議により多面的な検討を加え、慎重に決定する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ・コンプライアンス・ポリシーを策定し、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。
- (2) グループ会社管理を担当する部署を設置し、グループ会社に関する管理規程を定め、グループ会社の状況に応じて必要な管理を行う。
- (3) コンプライアンス管理（兼リスク管理）担当取締役は、CSR委員会の承認に基づきグループ全体のリスクの評価及び管理体制の構築及び運用に努める。
- (4) グループ内取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものとし、公正性を保持する。
- (5) 監査室はグループ会社に対し内部監査を実施し、グループ会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- (6) 監査役は会計監査人及び監査室との密接な連携を取り、グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

(1) 監査役を補助すべき使用者として監査役会担当を置き、必要な人員を配置する。

7. 前号の使用者の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役会担当の使用者について独立性や指示の実効性を確保するため専任とし、評価や異動の人事処遇については監査役会の事前の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用者は、会社に著しい損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、取締役及び使用者による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が求める事項につき、監査役に報告する。
- (2) 当社及びグループ会社に法令違反行為や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組みを定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないものとする。
- (3) 業務執行を担当する取締役は、監査役会が提示する監査計画に基づき、担当する部門のリスク管理体制について監査役に報告するものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用者は監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (2) 監査役は代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- (3) 監査役は内部監査部門との連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。
- (4) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家との連携を図ることのできる環境を整備する。
- (5) 監査役の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

10. 財務報告に関する統制

- (1) 財務報告に係る内部統制の実効性を維持し向上させるために、体制の整備を継続的に進めおり、会計処理に関する諸規程、運用ルールの制定及び関連する情報システムの高度化に取り組む。
- (2) 決算業務に関し、決算直前に「決算方針検討会」を、決算後には「決算報告会」を開催し、会計監査人との意見交換や対応策の検討及び協議を実施する。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「企業行動憲章」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むことを定め、具体的な「行動基準」を社内に周知する。

このように、反社会的勢力に対して断固たる態度で臨み、関係排除に取り組むことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であるとともに、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請であり、コンプライアンスそのものであるとの認識のもと、反社会的勢力による被害を防止するための対策に取り組む。

- (2) 総務部を対応統括部署として専任スタッフを配置するとともに、適切かつ迅速な対応を図るため、対応マニュアル等の整備に努める。

- (3) 反社会的勢力の排除を目的とする外部の専門機関が行う地域や職域の活動に参加し、専門機関との緊密な連携関係の構築、情報の収集、及び適切な対応のための啓発に努める。

以 上